

## 東彼杵町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

### 2 用語の定義

本方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

本方針は、東彼杵町的全組織を対象とする。

### 4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型及びB型）
  - ウ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う通所施設）
  - エ 地域活動支援センター
  - オ 生活介護事業所
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、国又は地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 24 年政令第 22 号）に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
  - イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所
    - a 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が 5 人以上である。
    - b 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が 100 分の 20 以上である。
    - c 障害者数のうちに重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が 100 分の 30 以上である。
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

## 5 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、食品、印刷、清掃等障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

## 6 調達目標額

調達目標額は、前年度の実績等を勘案し、毎年度の開始後遅滞なく定め、本町ホームページ等で公表するものとする。

## 7 調達の推進方法

- (1) 本方針の担当課において、障害者就労施設等が受注可能な物品等及び各課が希望する物品等の情報を集約し、各課に対し障害者就労施設等からの積極的な調達を依頼するものとする。
- (2) 障害者就労施設等からの物品の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び東彼杵町財務規則（昭和 39 年規則第 3 号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約の活用も視野に入れる。

## 8 実績の取りまとめと公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、本町ホームページ等で公表することとする。

## 9 その他

- (1) 庁舎内での物品販売の受け入れも検討し、職員の私的購入も促進する。
- (2) 本町からの業務委託先や管理運営費等の交付先に対しても障害者就労施設等からの物品等の調達に関して理解と協力を求める。
- (3) 東彼杵町シルバー人材センター並びにその他の施策等に対しても十分配慮しながら、障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

## 10 調達方針の担当窓口

本方針の担当窓口は、町民課とする。

## 附則

本方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。